

平成30年度事業計画

平成30年4月1日～平成31年3月31日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会

1. 基本方針

日本経済は設備投資が増加傾向となり、個人消費も持ち直すなどにより穏やかながら回復基調が続いている。しかし、住宅市場についてみると、持ち家の着工については回復の兆しがみえず今なお先の消費税増税による落ち込みから脱出していない。また、これまで堅調に推移していた貸家についても昨年6月以降は前年割れが続いている。平成31年に予定されている消費税率引上げが控えているが、これは住宅投資の一時的押し上げ要因になり得るものの、反動減による負の影響も懸念される所であり、住宅取得等に係わる消費者の負担増の問題は予断を許さない。こうした中、本年2月の経済財政諮問会議において安倍総理から消費税率引上げや東京五輪・パラリンピックの後の需要の落ち込みに備える対策の検討が指示された。住宅業界としても消費税率引上げを契機に民間住宅投資が今以上に落ち込み、良質な住宅ストックの整備が停滞することの無いよう、引き続き政府に対し万全の対策を求めていく必要がある。

住宅税制については、平成30年度税制大綱において「新築住宅に係る固定資産税の減額措置」等の特例措置の延長等が確保されたが、引き続き「住宅市場に係わる対策については、住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等をふまえ、必要な対策を検討する」（同大綱）ことを的確に行い効果的な対策を講ずるとともに、本格的ストック型社会を構築するために住宅税制のあるべき姿について引き続き検討を行い、(一社)住宅生産団体連合会と連携してその実現について関係方面に対し必要な要望・提言活動を継続する必要がある。

さて、平成29年度のツーバイフォー住宅の着工戸数は119,695戸（前年度比3.1%減）となり3年ぶりの減少となった。利用関係別でみると、近年、堅調に推移していた貸家が減少に転じ（前年度比4.8%減）、一方、持家は若干減少した（同0.8%減）が、持家着工全体でのツーバイフォー住宅のシェアは11.3%とこれまでで最高となった。また、住宅用途以外の社会福祉施設や商業施設、教育施設等のツーバイフォー工法による施設系建築物が平成28年度に200棟近くが着工（協会調査）され、新たな建築用途への拡大や3階建ての増加がみられるなどツーバイフォー建築の拡がりもみせている。さらに当協会が新たに取り組んできている中高層大規模建築技術については、2時間耐火構造の大臣認定仕様、高強度耐力壁等の技術開発成果の発表を含む「6階建て実験棟プロジェクト報告会」を300名以上の来場者を得て開催するなど、ツーバイフォー工法による木造高層建築も現実化する段階にきている。

ツーバイフォー工法の進展が見られる一方で、国をはじめ各方面において建設業に係わる働き方改革、担い手の確保、生産性の向上、外国人労働者の受け入れ等についての取り組みが始められている。ツーバイフォー分野においても大工技能者等の高齢化と減少は新築需要の

みならずリフォーム等の維持管理にも深刻な影響を与えることが懸念される。このため当協会としても、建設業界の取組みと連携しつつ働き方改革、生産性の向上等に課題として取り組む必要がある。

一昨年 11 月の「パリ協定」発効を受け、我国は温室効果ガス削減について「2030 年までに 2013 年比で 26%減」目標の達成が求められ、特に家庭部門については 39.3%削減という高い目標が掲げられている。このためツーバイフォー住宅の特徴を生かしつつ省エネルギー基準適合住宅やネットゼロエネルギー住宅の供給を促進するとともに、公共建築物等木材利用促進法・「日本再興戦略 2016」等による木造化木質化の推進に寄与することにより、再生産可能な循環資源である木材を利用するツーバイフォー住宅・建築の普及・発展を図り、引き続きサステナブル型社会の形成に貢献していく必要がある。

本年度は、これらの事業の実績と技術の蓄積の上に立ち、各方面からの社会的要請をふまえて、ツーバイフォー工法に関する調査・研究、基準整備、広報等について以下の重点項目を中心として事業展開することとする。

(1) 『枠組壁工法建築物 設計の手引』等の改訂

2 時間耐火構造や高強度耐力壁等の最新の耐震・耐火等に関する技術開発と構造設計用データ等整備の成果、及び近年行われた国土交通省告示改正（枠組壁工法用の床版・屋根版としての CLT の追加、枠組壁工法構造用製材の基準強度の追加等）の解説等を盛り込んだ

- ・『枠組壁工法建築物 設計の手引』
- ・『枠組壁工法建築物 構造計算指針』
- ・『枠組壁工法耐火建築物 設計・施工の手引』

の編集業務を進め、改訂版を発行する。

(2) 情報提供及び広報の推進

メールマガジン、協会ホームページ、会報誌、出版のそれぞれの特性を生かしつつ適時適切な会員への情報提供と広報の充実にさらに努める。特に YouTube を活用した広報用映像の拡充と既存の出版物のレビューにより使いやすさの向上等を図る所要の改訂を行う。

また、ツーバイフォー工法による公共建築物等に関する地方公共団体等への情報発信に努める。

(3) 生産の合理化及び技能者育成の支援

オープン工法であるツーバイフォー工法の特徴を活かしつつ現場の省力化、生産の合理化を促進するため、昨年度取り纏めたパネル製作・施工の標準化ルールを『枠組壁工法建築物構造躯体施工の手引（パネル編）』として刊行し、講習会等により普及を図る。

また、技能者の育成とスキルアップを図るため、引続き「枠組壁建築技能検定」の受検推奨、優秀フレーマーの表彰及び枠組壁建築技能士に関する広報を積極的に推進する。

(4) ツーバイフォー工法のさらなる普及展開に資する技術開発の推進

ツーバイフォー工法による 2 時間耐火構造や高強度耐力壁などの技術開発研究や「ツーバイフォー 6 階建て実大実験棟」の各種検証等の成果と設計の手法、施工ノウハウ等

を集約した『ツーバイフォー中高層・大規模建築物 設計・施工の手引』を取りまとめる。

また、大臣認定の耐火構造仕様についてより多様な設計に対応しつつコスト低減を図る仕様の開発を推進するとともに、ツーバイフォー工法の構造用製材を使って現しを可能にする新しい構造材 NLT（ネイル・ラミネイティッド・ティンバー）の活用手法について研究・開発を進める。

現通常国会に上程される木造建築物の整備推進等に係る建築基準法改正案による今後の技術基準の見直し等を見据え、ツーバイフォー工法において必要な構造・仕様等について研究開発に取り組み、改正法への迅速かつ的確な対応を図る。

(5) 講習会・セミナー等の推進

新版の『枠組壁工法建築物 設計の手引』等をテキストとする講習会を全国各ブロックで開催するとともに、ツーバイフォー中高層・大規模建築の設計の手法・施工ノウハウ等の普及を図るセミナー、枠組壁建築技能士取得のための大工育成講習、ツーバイフォーへの次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向け講習等を本部と支部の連携のもと、対象者のニーズをとらえつつ積極的に推進する。

2. 本部事業

1) 総務・工法普及に関する事業

(1) 会員への情報発信

- ①メールマガジン、協会ホームページ、会報誌のそれぞれの特性を生かしつつ、適時適切な会員向けの情報発信を行う。
- ②会員による広報PR資料の機動的活用に資するため、耐震性、耐火性などテーマ別に協会ホームページからダウンロード印刷し顧客対応ができるよう広報コンテンツの充実を図る。

(2) 消費者等への広報活動の推進

- ①消費者の高い関心に応えられるよう、熊本地震における被害状況調査結果など新しい情報を盛り込みつつ使いやすさの向上を図るメイン広報パンフレット『ツーバイフォー住宅ガイド』の改訂を行う。
- ②一般消費者をはじめ幅広くツーバイフォー工法について知っていただくために、ツーバイフォー工法の「耐震編」「耐火編」「建築工程編」等テーマ別映像コンテンツを制作しYouTubeに配信する。
- ③地方公共団体による公共建築物等の木造化についてツーバイフォー工法の採用の推奨を図るため、新しい建設事例を加えてツーバイフォー施設系建築物の広報資料第2弾を製作し、情報発信を行う。

(3) 渉外活動

- ①住宅生産団体連合会の各種委員会等への参画により、最新の住宅関連情報等を収集・発信し諸課題に取り組むとともに、住宅政策への提言、要請等を行う。

(4) 総務関連事業の遂行

- ①業務フローの点検、見直し等により業務の効率化と経費節減を図り、引き続き健全な財務体質の確保に努める。
- ②協会サーバーの容量アップ等により IT 活用環境の充実を図る。

2) 技術の普及に関する事業

(1) 最新の技術資料の整備と出版・講習の実施

- ①耐力壁の壁倍率の拡充や一時間耐火の告示仕様の追加、枠組壁工法部材として CLT の追加の告示改正等について対応し、会員への情報提供、出版（『枠組壁工法建築物 設計の手引』『枠組壁工法建築物 構造計算指針』『枠組壁工法耐火建築物 設計・施工の手引』の改訂版など）、講習会の実施等を的確に推進する。

(2) 中高層・大規模建築の技術的指針の整備、セミナー等の開催

- ①2 時間耐火構造や高強度耐力壁などの技術開発研究や各種検証等の成果と設計の手法、施工ノウハウ等を集約し、『ツーバイフォー中高層・大規模建築物 設計・施工の手引』として取りまとめ、セミナー等を開催する。

(3) ツーバイフォー工法の新たな展開につながる技術の普及

- ①ツーバイフォー工法において床版・屋根版への CLT の活用について新たにとりまとめた『CLT を活用したツーバイフォー工法における現し設計の手引』などを活用し、新たな設計手法の普及を推進する。

3) 技術基準の整備等に関する事業

(1) 技術基準等の整備

- ①ツーバイフォー工法による中層建築物（4 階建て以上）建設推進を図るため、平成 29 年度に採択された国土交通省の建築基準整備促進事業「枠組壁工法中層建築物の構造設計法の合理化に関する検討」に引き続き取り組み、構造計算ルートの緩和（ルート 3：保有水平耐力計算→ルート 2：許容応力度等計算）に向けた試験、データ整備等を実施する。

(2) 木造建築の整備推進に係る建築基準法改正案への迅速な対応

- ①現通常国会に上程される建築基準法改正案においては、耐火建築物であっても木材の現しを可能とするなど木造建築の整備推進に係る基準の見直しを図ることとされており、それらの基準見直しの方向を見据え、ツーバイフォー工法において必要な構造・仕様等について研究開発に取り組み、改正法への迅速・的確な対応を図る。

(3) 設計業務効率化の支援

- ①計算ソフト「らくわく」のユーザーインターフェイスの改善を継続実施するとともに、利用の幅を広げる機能向上として新たに地震シミュレーション（木造住宅倒壊シミュレーションソフト「wallstat」との連携）機能を付加し、「らくわく」の一層の普及を図る。

(4) 公共建築物等への対応の推進

- ①（公社）日本建築積算協会が発行する『（仮）中大規模木構造建築の積算』の検討委員会に参画し、ツーバイフォー中大規模建築に関する所要情報の的確な掲載を図る。

4) 技術の研究開発に関する事業

(1) ツーバイフォー中高層・大規模建築の技術開発の推進

- ①農林水産省「『知』の集積と活用による研究開発モデル事業」における「複合部材を活用した中層・大規模ツーバイフォー建築の拡大による林業の成長産業化」プロジェクトの研究に引き続き参画し、中層・大規模ツーバイフォー建築の設計手法の開発を推進する。

(2) ツーバイフォー工法の新たな展開につながる部材・工法の研究開発

- ①ツーバイフォー工法の構造用製材を使って現しを可能にする新しい構造材 NLT（ネイル・ラミネイティッド・ティンバー）の活用手法について研究・開発を進める。

(3) 耐火構造大臣認定仕様の開発

- ①1時間耐火構造における告示仕様や大臣認定仕様についてレビューを実施し、より容易な施工性、コスト低減を図る目的で、カナダ林産業審議会との連携のもと新たな仕様開発を推進する。

5) 設計・施工の品質向上等に関する事業

(1) 技能者の育成支援

- ①建設技能者の育成やスキルアップを図るために、国家資格である「枠組壁建築技能士」の資格取得者の増加を目指し講習会等の開催により受験を推奨するとともに、優秀フレイマーの表彰を実施する。
- ②国土交通省が主導して整備を進め、技能労働者がキャリアに応じた処遇が図られるよう技能者の経験や技能に関する情報を蓄積提供する「建設キャリアアップシステム」の構築に参画・協力する。
- ③建設技能者の不足問題への対応と生産性の向上、働き方改革等を進めるための国等での検討と呼応しつつ当協会としての取り組みを検討する特別委員会を新たに設置する。

(2) 耐火構造の設計施工に係る資格制度の改正

- ①「枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者登録制度（登録設計者制度）」、「枠組壁工法耐火構造工事検査員制度（耐火検査員制度）」について、新たな2時間耐火大臣認定仕様の使用許諾や1時間耐火の告示仕様拡充に対応して所要の制度改正を行い、これに応じた講習カリキュラムを整備する。

(3) リフォーム事業の推進

- ①リフォームの設計・施工管理者向けに、ツーバイフォー住宅におけるインスペクションの活用やリフォーム事例、現場対応の要点等を取り纏めホームページに掲載するとともに、セミナーを企画・開催する。
- ②ホームページ等において住宅ストック・リフォームに関連する国の施策や支援制

度・補助金の活用事例等に関するわかりやすい情報提供を推進する。

(4) 労働安全衛生活動の推進

- ①労働災害撲滅を目指し、労働災害発生状況報告書の作成、現場安全巡視および安全ポスターの制作・頒布などを継続実施する。

6) 環境対策に関する事業

(1) 環境行動計画に基づく省エネ対策等の推進

- ①「環境行動計画ステップアップリスト」の活用を促進し、低炭素化社会の実現、資源の活用等の環境への取組み意識の向上を引き続き図る。

(2) 廃棄物適正処理の普及・啓発

- ①住宅生産団体連合会他が実施する廃棄物適正処理等に関する委員会・講習会の情報を会員に提供するとともに、リフォーム工事における石綿含有建材や太陽電池の適切な廃棄・処理について周知を図る。

(3) クリーンウッド法への対応

- ①クリーンウッド法の施行・運用等に関する最新の情報収集と木材関連事業者登録をしようとする会員に対するタイムリーな情報提供に引き続き努める。

7) 部資材に関する事業

(1) 関連部資材の情報発信と地域材活用の推進

- ①協会ホームページにおいて、会員会社の最新部資材を紹介する「部資材ホットリンク」や全国のコンポーネント会社を紹介する「コンポーネント会社情報」の更新を継続実施する。
- ②地方公共団体による木造住宅・建築に対する助成制度についてツーバイフォー工法の対象化を推進するため、関係都道府県への説明と要請を実施する。
- ③ツーバイフォー工法により地域材を活用する施設系建築物に対する助成制度やその活用事例等を紹介するセミナーを他団体とも連携を図りながら地方都市で開催する。

8) 瑕疵保証に関する事業

- ①リフォーム瑕疵保険、延長瑕疵保証保険に関する告知活動を行なうとともに、団体保険利用会員の増加を図る。

9) 講習会等に関する事業

- ①新版の『枠組壁工法建築物 設計の手引』等をテキストとする講習会を開催するとともに、ツーバイフォー中高層・大規模建築の設計の手法・施工ノウハウ等の普及を図るセミナー、枠組壁建築技能士資格習得のための大工育成講習会、ツーバイフォーへの次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向けの講習会等を本部と支部との連携のもと対象者のニーズをとらえつつ推進する。

イ. 企画講習会

改訂する『枠組壁工法建築物 設計の手引』『枠組壁工法建築物 構造計算指針』に基づく講習会、『ツーバイフォー中高層・大規模建築物 設計・施工の手引』を紹介するセミナー等告示改正や新しい技術情報などについてタイムリーに学ぶ機会を提供する講習会・セミナーを企画・開催する。

ロ. 工法普及講習会

ツーバイフォー工法の特徴やその設計・施工の基礎知識について、新入社員をはじめとする幅広い方々に学んでいただく基本セミナーや設計施工講習会を開催する。

ハ. ステップアップ講習会

実務に携わる技術者がその職務経験・能力に応じ、テーマ別に専門的スキルの習得と向上を目指していただく設計実務者講習会や大工技能講習会を開催する。

ニ. 資格取得講習会

ツーバイフォー工法の設計・施工に係る品質確保を的確に図るために、枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者（登録設計者）、自主工事検査員、耐火検査員、瑕疵保険の団体検査員の各資格を取得・登録するための講習会を開催する。

ホ. ウェブセミナー

ウェブを利用し、受講場所や日程の制約を受けることなくツーバイフォー工法に関する知識・技術を習得できるセミナーを開催する。

ヘ. 学生向けプログラム

建築等を学ぶ学生向けに、ツーバイフォー工法や関連企業の活動について興味と知識を持っていただくためのプログラムとして、工業高校や大学の関係学科の協力を得て、現場見学会、パネル工場見学会、出前講座、建て方実習等を開催する。

3. 支部事業

1) 北海道支部

(1) 支部運営方針

国内経済は全体的に上向きとはされてはいるが、北海道内においては実感が伴わず、社会環境としては少子高齢化による人口減少が現実となる中で、住宅業界としては 2019 年に予定されている消費税増税の影響や東京オリンピックや職人不足による施工環境の悪化が大きな問題となっている。そのような環境下、本年、北海道支部は創設 40 周年の節目を迎える中で、北海道内におけるこれまでの実績と進化しているツーバイフォー工法の強みとさらなる可能性を訴求し、ツーバイフォー工法のさらなる普及拡大を目指し、支部及び地方ブロックの活性化を図りつつ、広報活動、実務に即した講習会、セミナーなどの

開催により、会員メリットの訴求と新規会員の獲得を進める。

(2) 総務・広報活動に関する事業

- ①総会、幹事会の運営
- ②外部団体（官公庁・学会）との交流
- ③新規会員勧誘活動
- ④協会活動・支部PR（新聞、雑誌、ラジオCMなど）

(3) 工法普及活動に関する事業

- ①支部活動PRと合わせ2x4工法PR
- ②枠組壁建築技能向上への取り組み ※枠組壁建築技能検定試験への協力
- ③高等技術専門学院等への協力（インターンシップ受入）

(4) 技術開発等に関する事業

- ①本部事業の運営及び推進

(5) 講習会等開催に関する事業

- ①本部と連携して講習会・研修会・各種セミナーの開催

2) 東北支部

(1) 支部運営方針

多くの会員の技術力向上を図り、2x4工法の普及につなげる

(2) 総務広報関係（広報部会）

- ①東北支部ホームページに会員会社の見学会等のイベント情報を掲載する
- ②エンドユーザー・会員の東北支部ホームページアクセス数の増加、また会員のイベント集客支援のため、見学会等のイベント情報ページを相互リンクする

(3) 講習会等事業（技術部会）

- ①足場の特別教育講習会・職長教育講習会
 - ・足場の特別教育講習会 山形会場 6月予定
 - ・職長教育講習会 福島会場 2月予定
- ②資格登録講習会（仙台会場）
 - ・木造耐火構造技術基準講習会 平成31年1月18日(金)予定
 - ・自主工事検査員等登録講習会 平成31年1月19日(土)予定
- ③枠組壁工法技能検定・技術講習会（岩手・山形会場）
 - ・講習会
 - 南東北（山形会場） 平成30年7月4日（水）予定
 - 北東北（岩手会場） 平成30年7月18日（水）予定
 - ・学科・実技ペーパーテスト 平成30年9月予定
 - ・実技作業試験 平成30年8月予定

- ④その他技術研修

- ・(仮) ツーバイフォー工法設計入門講座 岩手会場 平成30年11月予定
- ・枠組壁工法建築物設計の手引・告示改定講習会 仙台会場 平成30年11月予定
- ・大規模木造見学会 時期未定

(4) 会議関連

- ①平成30年度通常総会：平成30年4月13日(金) (モントレ仙台)
- ②幹事会・部会長会議：7/20(金)・12/7(金)・2/15(金)・3/15(金) 4回予定
- ③平成31年度通常総会：平成31年4月12日(金) (モントレ仙台)

3) 北陸支部

(1) 支部運営方針

前年度に引き続き、ツーバイフォー工法の普及に努める

(2) 重点課題

地元の工務店、設計事務所等にツーバイフォー協会への加入勧誘を行い、会員数増加を目指す

(3) 総務・広報に関する事業

10月24日(2x4の日)にあわせ、地元有名住宅雑誌に普及広告の掲載を行う

(4) 工法普及に関する事業

各会員社内スタッフに対して、枠組壁工法を深く知るための勉強会等を開催する

(5) 技術開発・普及等に関する事業

安全な工事と顧客への現場満足度を高めるための勉強会を開催する

(6) 講習会に関する事業

- ・大工職人育成や枠組壁技能講習会の開催
- ・大工職人への国家検定受験の推進ならびに事前講習会の開催

4) 静岡県支部

(1) 支部運営方針

静岡県の人口減少にブレーキが掛からない中、若年層の流出や東日本大震災発生以降、沿岸市町から内陸部市町へと動きがあることが観察されている。県内の持ち家新設着工戸数は前年を下回り、貸家やマンションの着工も前年をやや下回った。戸建て住宅の受注については厳しい状況にあり、社会福祉施設や商業施設等の非住宅分野への新たな市場開拓が急務でありツーバイフォー工法の可能性を求め支部一体となり積極的に推進していきたい。

(2) 重点課題

- ・会員数の拡大と充実を図ると共に、会員の施工技術の向上を目指す
- ・障がい者・高齢者複合型施設等の施工に対応できる設計者・技術の育成

(3) 総務・広報に関する事業

- ・新規会員の入会勧誘、会員拡大を図る
- ・新規会員について2年間年会費を1/2に減額する特例を継続する
- ・支部ホームページの充実を図る(専属担当者を選任)
- ・静岡県木造応急仮設建設協議会との協議参加

(4) 工法普及活動に関する事業

- ・30年度枠組壁建築技能検定の受検者確保
高校や職業訓練校など学生向けに建方研修会を実施し、枠組壁工法を習得し技術者の育成につなげたい

(5) 講習会等開催に関する事業

- ・自主工事検査員等登録講習会の開催
- ・老人福祉施設現場視察会
- ・枠組壁建築技能検定のための事前講習会開催
- ・現場管理講習会
- ・本部との連携により講習会実施(支部開催)

5) 東海支部

(1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法が安全で合理的であること、年月を経ても一定の性能が担保される資産価値の高い住宅工法であることを引き続きアピールしたい。戸建て・住宅にとどまらず、中高層・施設系建築等にも積極的に進出するべく情報発信に努めたい。

また、地球環境という観点からは、木材という再生可能な循環資源の利用を通じ、低炭素社会の構築に貢献するという役割を果たしていきたい。

(2) 支部重点課題

- ①新規入会会員の獲得
- ②既存の会員がメリットを感じられるサービスの提供
- ③新規のセミナー、会員間での情報交流、ビジネスヒントになるようなイベントの企画、情報発信
 - ・カナダ領事館とツーバイフォー工法のホテルのビジネスモデルについて
 - ・空き家の活用と民泊法改正のビジネスモデルについて
 - ・インスペクションの活用と「安心R住宅」を推進するビジネスモデルについて
 - ・施設系建築の技術研修について
 - ・愛知県の都市再生緊急整備地域に関する情報について
- ④カナダ視察研修ツアーの開催

(3) 総務広報関係事業

- ①支部定時総会、新年賀詞交歓会、幹事会等諸会議の開催
- ②新規入会員の勧誘等、会員の拡大に関すること
- ③愛知ゆとりある住まい推進協議会、愛知県建築物安全安心マネジメント協議会、愛知県建築開発等行政推進協議会等地域行政機関主催による各種会議への参画と事

業協力

- ④平成 30 年度県産木材新用途開拓実証調査の受託
- ⑤地域行政機関及び他団体の主催する講習会の開催等に関する情報伝達

(4) 工法普及関係事業

- ①木造耐火構造技術基準講習会の開催
- ②枠組壁建築技能検定試験の受託

(5) 技術関係事業

- ①大規模、中層建築物見学会の開催
- ②労働安全衛生活動の推進

(6) 講習会に関する事業

- ①大規模、中層建築物見学会の開催
- ②工法普及を目的とした講習会の開催
- ③資格・認定取得講習会の開催
- ④労働安全に関する研修会の開催
- ⑤本部と連携し、関係者の能力向上のための各種講習会の開催

6) 関西支部

(1) 支部運営方針

高齢化が進む中、高い耐震性能や耐火性能など、災害に強いツーバイフォー住宅の特性、高性能、高品質な住宅の優位性を発信し、良質な住宅ストックの形成に資すると共に施設系建築の採用拡大に努める。また、豊かな住生活を営むことができるよう、ユーザーなど外部への情報発信を図り会員会社の受注拡大に尽力する。

支部独自の地域に根ざしたセミナーや講習会を開催しツーバイフォー工法の技術力の向上と情報提供に努める。

(2) 重点課題

- ①各委員会(需要開発委員会・会員活動委員会・技術委員会)独自の研修会や見学会・交流会などを引続き活発に行い会員サービスに努める事で更なる入会促進に繋げていく
- ②法改正や環境など、時代要求に即した情報を会員会社に提供するとともに、今後とも、国の事業への参加や地方公共団体への広報・普及活動を積極的に行う

(3) 総務・広報に関する事業

- ①ホームページを活用して情報提供を行う
- ②会員向けに技術向上を目指したセミナーや交流会等の実施
- ③技能検定合格者及び支部功労関係者等の表彰の実施

(4) 工法普及に関する事業

- ①官公庁、地方自治体に対するツーバイフォー工法の普及活動
- ②新規会員の獲得
- ③地方自治体の各種事業への参加、協賛

(5) 技術開発・普及等に関する事業

- ①設計者等を対象に技術普及に向けた講習会の開催
- ②重要文化財建築物等の見学会の実施

(6) 講習会に関する事業

- ①枠組壁建築技能検定試験のための事前講習会(8月)
- ②木造耐火構造技術基準講習会(1月)
- ③自主工事検査員等講習会(2月)
- ④新しい技術の普及に関する支部独自のセミナー
- ⑤工業高校生を対象としたツーバイフォー工法の周知セミナー

7) 広島県支部

(1) 支部運営方針

- ①平成30年度は、支部設立41年目を迎えることもあり、高品質で高性能なツーバイフォー住宅を、より一層供給するよう取り組んでいく
- ②平成30年度においても、広島県支部の会員数の減少を食い止めるとともに、新規会員の勧誘にも努めていきたい

(2) 重点課題

- ①平成30年度も引き続き、枠組壁建築技能検定試験の合格者を増加させるため、受検者に対する講習会の充実を図る
また、技能検定試験合格後のメリットについて検討を進めるとともに、そのことを含めて、会員の増加につなげていく
- ②平成30年度は、広報・技術合同委員会で検討してきた学生向け建方実習講習会を広島市立広島工業高等学校の学生を対象に開催して、学生・教職員等にツーバイフォー工法に興味を持ってもらえるよう取り組んでいく
- ③会員企業の技術者の技術力の向上等を図るため、各種講習会を開催し会員の資質向上に努める

(3) 総務広報活動に関する件

- ①ひろしま住生活月間行事に参画
- ②広島県住宅産業三団体協議会活動に参画

(4) 工法普及活動に関する件

- ①学生向け建方実習講習会の開催
- ②広報委員会の開催
- ③技術委員会の開催

(5) 講習会関係に関する件

- ①技能検定試験のための講習会の開催
- ②自主工事検査員登録等各種講習会の開催
- ③本部、広島県、広島市等の講習会及び研修会等を会員に周知

(6) その他

①幹事会

- ・原則として、2～3カ月に1回程度開催

②定時総会

- ・平成29年度事業報告、収支決算案の承認
- ・平成30年度事業計画及び収支予算案の承認
- ・任期満了に伴う役員の改選について
- ・開催日 平成30年5月10日(木)

③労働安全衛生に関する件

- ・広島県建築安全安心マネジメント推進協議会に参画
- ・広島県低層住宅建築工事安全対策協議会に参画

④すまいづくりに関する件

- ・ひろしますまいづくり支援ネットワーク会議に参画
- ・広島県「減らそう犯罪」推進会議に参画
- ・広島すまいづくり連絡協議会に参画
- ・広島県木造住宅生産体制強化推進協議会に参画

8) 四国支部

(1) 支部運営方針

平成30年度も継続して地域型住宅グリーン化事業に参加し、より多くの新規会員の獲得と、支部会員の住宅建築における性能・技術・知識の更なる向上を目指し、支部全体の技術力の底上げに繋げる。

宣伝広告はこれまで通りウェブサイトの活用がメインとなるが、大型木造建築物など話題性のある案件は様々なメディアを通じて発信出来るよう働きかけを行い、四国地方におけるツーバイフォー工法のさらなる周知やシェア拡大に繋げていきたい。平成30年度は枠組技能検定を初めて徳島で開催することが決定しており、より一層の技術向上促進と、一般ユーザーへの安心度をアピールしていく機会になればと期待している。

(2) 重点課題

今後益々の住宅着工数減少が予測される中、これまでの啓蒙活動を継続するのは勿論のこと、ツーバイフォー工法ならではのアイデアやより高い技術を駆使した住宅を提案することで「地震に強い」だけではないツーバイフォーの魅力ユーザー側に発信する。

また、非住宅部門において、鉄骨、RCで建てられていたような物件がツーバイフォーで建てられるという事例が増えてきており、この分野も今後大いに期待できるのでこの事もホームページ等でどンドンアピールしていきたい。

(3) 総務・広報活動に関する事業

- ・地域型住宅グリーン化事業を継続する

(4) 工法普及に関する事業

- ・講習会などを行いながら、フレーマー不足を解消するための取り組みを勧めていく

(5) 技術開発・普及等に関する事業

- ・30年度中に四国内で枠組製材 JAS 認定工場が誕生すれば、工場見学会や勉強会を開催し、補助金制度などの利用方法の説明をする場を設ける

(6) 講習会に関する事業

- ①大工育成講習会 技能検定事前講習会
(6月～8月開催予定)
- ②2018年枠組壁工法建築物設計の手引 及び 構造指針(緑本)改定講習会
(10月以降予定)

9) 九州支部

(1) 支部運営方針

九州地区におけるツーバイフォー工法の認知度向上を行い、木造建築として住宅だけでなく施設系の建築も実績を伸ばしシェア拡大を図る。

また、そのための生産体制の確保と技術力向上のためのサービス提供を行う。

(2) 重点課題

- ①枠組壁建築の技能者不足等への対応
- ②優秀フレーマーの育成
- ③会員会社の営業活動強化への情報提供
- ④会員間の情報共有

(3) 総務・広報に関する事業

- ①新規会員入会促進
- ②会員向け講習会の費用補助
- ③メディアへの協会告知広告

(4) 工法普及活動に関する事業

- ①「枠組壁建築技能検定」の実施
- ②ツーバイフォー工法基本セミナーの実施
- ③ツーバイフォー工法設計・施工講習会の実施

(5) 技術開発・普及等に関する事業

- ①2018年枠組壁工法建築物設計の手引き及び構造指針 改定講習会の実施
- ②2時間耐火構造の設計・施工講習会の実施

(6) 講習会に関する事業

- ①自主工事検査員等登録講習会
- ②木造耐火構造技術基準講習会
- ③枠組壁建築技能検定事前講習会

(7) その他

6 階建て実大実験棟等視察研修の実施

以上